

大府市敬老金支給要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、多年にわたり社会の進展に貢献してきた高齢者に対し、感謝の意を表すとともに、その長寿を祝うために予算の範囲内において交付する大府市敬老金(以下「敬老金」という。)の支給に関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 敬老金の支給の対象となる者(以下「対象者」という。)は、当該年度の8月1日現在において、本市に居住し、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)に基づき、本市の住民基本台帳に登録されている者のうち、米寿(数え年の88歳)、白寿(数え年の99歳)及び数え年で100歳以上のものとする。

2 対象者の年齢は、当該年度の12月30日における年齢とする。

(敬老金の支給額)

第3条 敬老金の支給額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

米寿の者 1万円

白寿の者 3万円

数え年で100歳以上の者 3万円

(支給の時期及び方法)

第4条 敬老金は、8月1日から国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)第2条に規定する敬老の日の前日までに市長等が訪問等により支給する。

(委任)

第5条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成7年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第2条第1項の規定にかかわらず、平成17年度に限り、同項に規定する者のほか、平成17年9月1日現在において、市内に居住し、本市に備え付ける住民基本台帳法の規定による住民基本台帳又は外国人登録法の規定による外国人登録原票に登録又は登録されている者のうち、同年12月30日において80歳、88歳及び99歳のものを対象とする。

3 前項の規定により対象となる者の敬老金の支給額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

80歳の者 3千円

88歳の者 1万円

99歳の者 3万円

4 前項の敬老金の支給の方法は、第4条の規定に準じて行うものとする。

附 則

この要綱は、平成24年7月9日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。